

社団法人新潟県トラック協会
個人情報保護方針

社団法人新潟県トラック協会(以下、「協会」とします)では、会員及び新潟県トラック会館(以下、「会館」とします)利用者等の皆様からの信頼を得るために、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めます。

協会は、個人情報について、関係法令その他の規範及び協会策定にかかる各種規定等の定めるところに従い、協会において業務に従事する全ての者に対してその周知・徹底を図り、次のとおり個人情報の適切な保護、管理、利用に努めます。

1. 個人情報の収集と利用

協会は、協会運営及び協会事業の遂行に関する必要最低限の情報を収集致します。

収集した情報は、これら事業等の健全な運営等の目的のために利用します。

2. 個人情報の第三者への提供

協会は、次の場合を除いて、第三者に個人情報を提供致しません。

- ① 会員及び会館利用者等の皆様からの同意を得ている場合。
- ② 利用目的の達成のために必要な範囲で、業務委託先等に提供する場合。
- ③ 法令により必要と判断される場合。
- ④ 公共の利益のために必要とされる場合。

3. 個人情報の保護・管理

協会は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理いたします。

協会は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピューターウイルス等にたいする適正な情報セキュリティ対策を講じます。

協会は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏えいさせません。

4. 開示・訂正について

協会は、本人が会員及び会館利用者等自己の個人情報について、開示・訂正・消去等を求める権利を有していることを確認し、これらの要求があった場合にはこれに応じます。

5. 組織・体制

協会は、個人情報保護管理者を任命し、個人情報の適正な管理を実施致します。

協会は、常勤役員及び職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務及び退職後における個人情報の適正な取り扱いを徹底致します。

お問い合わせ窓口

社団法人 新潟県トラック協会 総務部
事務局 電 話 025-285-1717

個人情報保護規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社団法人新潟県トラック協会（以下、協会という。）における個人情報の取り扱いについて定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は協会の常勤役員及び職員に適用する。

(定義)

第3条 この規程で用いる用語は以下の通りとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものをいう。

(2) 個人情報データベース等

- ① 特定の電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ② ①に掲げるもののほか個人情報を一定の規程に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であつて、目次、索引、その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

協会が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、次の①から⑤に該当する場合を除く。

- ① 当該個人データの在否が明らかになることにより、本人又は、第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ② 当該個人データの在否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- ③ 当該個人データの在否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ④ 当該個人データの在否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
- ⑤ 六ヶ月以内に消去するもの（更新することを除く）

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(6) 個人情報保護管理者

協会の代表者によって指名された者であつて、本規程及び規程に基づく措

置の実施・運用を行う責任者。個人情報の取扱いについて決定する責任と権限を有する者をいう。

(7) 個人情報保護教育責任者

個人情報保護管理者によって指名された者であって、個人情報保護教育に関する責任と権限を有する者をいう。

(8) 個人情報苦情対応責任者

個人情報保護管理者によって指名された者であって、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理、及び苦情全般の管理に関する責任と権限を有する者をいう。

(9) 個人情報保護方針

個人情報保護に務めることを外部に宣言する文書をいう。

第2章 管理体制、保護方針の公表

(個人情報保護管理者の指名)

第4条 会長は、個人情報保護管理者を指名し、個人情報の管理業務を行わせる。

(個人情報保護管理者の責務)

第5条 個人情報保護管理者は以下の業務を行うこととする。

(1) 個人情報保護管理者は、本規程及び規程に基づく措置を実施するにあたって個人情報保護教育責任者及び個人情報苦情対応責任者を指名し、職務を遂行する。

(2) 個人情報保護管理者は、個人情報保護のため具体的措置を文書化する。

(3) 個人情報保護管理者は、本規程及び規程に基づく措置を職員が安易に閲覧できるようにする。

(4) 個人情報保護管理者は、事故発生時の対応手順を定める。

(職員の責務)

第6条 常勤役員及び職員は本規程及び規程に基づく措置を遵守するとともに、事故及び違反を見つけた場合には、速やかに個人情報保護管理者へ報告する。

(個人情報保護方針の作成、公表)

第7条 個人情報保護方針は、個人情報保護法の立法趣旨を十分に踏まえたうえで作成し、公表する。

第3章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

第8条 協会が個人情報を取り扱うに当たっては、本人がその取り扱いについての諾否を判断できる程度にその利用の目的(以下「利用目的」という。)を特定する。

2 協会が利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

(利用目的の制限)

第9条 協会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

2 協会が合併その他の事由により他の事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報

を取り扱わない。

3 前第2項の規程は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第10条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第11条 協会が直接的又は間接的に個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。

(書面やインターネット等の情報ネットワーク上等で本人から直接に取得する場合の措置)

第12条 書面やインターネット等の情報ネットワークで本人から直接当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示する。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

(利用目的の変更時の措置)

第13条 協会が利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表する。

(取得時及び利用目的の変更時の措置の適用除外)

第14条 第11条、第12条及び第13条の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第4章 個人データの管理

(個人データ内容の正確性の確保)

第15条 利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めることとする。

(安全管理措置)

第 16 条 協会は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理細則を策定し、下記の事項について適切な措置を講ずることとする。

- (1) 入退室管理に関する事項
- (2) アクセス管理(ウイルス防止含む)に関する事項
- (3) 管理(データ、ソフト・ハードウェア等)に関する事項
- (4) その他(安全管理措置に関する)の事項

(職員の監督)

第 17 条 常勤役員及び職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行うこととする。

2 前項の監督に当たっては、次の事項を行うこととする。

- (1) 常勤役員及び職員に対して定期的に個人情報保護に関する教育を実施すること
- (2) 個人データが適切に取り扱われているかを必要に応じて確認すること

(委託先の監督)

第 18 条 個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行うこととする

2 前項の適切性の判断に当たっては、協会の規程の水準を基にこれを行うこととする

第 5 章 個人データの第三者提供

(第三者提供の制限)

第 19 条 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者に提供できる場合)

第 20 条 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じてその提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目

- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

2 前項(2)又は(3)に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

(第三者提供に該当しない場合)

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第三者提供に該当しない。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) データを特定の者との間で共同して利用する場合で以下のことをあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 - ① 共同利用する旨
 - ② 共同して利用される個人データの項目
 - ③ 共同して利用する者の範囲
 - ④ 利用する者の利用目的
 - ⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

第6章 保有個人データに関する開示・変更・利用停止等の求めへの対応
(保有個人データに関する事項の公表等)

第22条 保有データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む)に置く。

- (1) 協会の名称
 - (2) すべての保有個人データの利用目的
 - (3) 協会が行う保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先(注:認定個人情報保護団体の対象事業所である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先も含む)
- 2 本人から、当該本人が識別される個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なく、これを通知する。ただし、第14条(1)から(3)までのいずれかに該当する場合はこの限りでなく、利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なく、その旨を通知する。

(開示)

第23条 保有するデータに関し、本人から自己の情報について開示を求められた場合は、遅滞なくこれに応ずる。ただし、開示することにより次に該当する場合はその全部または一部を開示しないことができる。その場合はその旨を本人に対して遅滞なく通知を行う。開示に当たっては書面により交付する。ただし、開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法で行うことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 協会が前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部につい

て開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(訂正等)

第 24 条 保有個人データに関し、本人から自己の情報に関して事実でないという理由で訂正、追加または削除(以下「訂正等」という)を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 前項の規定に基づき訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知する。

(利用の停止等)

第 25 条 保有個人データに関し、本人から自己の情報に関してその利用目的の制限や適正な取得に違反して取り扱われているという理由及び第三者への提供が違反して行われているという理由により利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合で、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、これに応じ、その旨を本人に対して通知を行うこととする。ただし、利用停止等に多額の費用を要する等、その実施について困難である場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定に基づき既に保有している個人データについて利用停止等を行ったときまたは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(理由の説明)

第 26 条 開示、訂正等及び利用停止等(以下「開示等」という。)の規定により、本人から求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合またはその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努める。

(開示等の求めに応じる手続き)

第 27 条 保有個人データに関し、本人からの開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法として以下について定めることができる。この場合において、当該方法に従って行われる本人の求めを受け付けることとする。

- (1) 開示等の求めの申し出先
- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等についての求めの方式
- (3) 開示の求めをする者が本人または本条第 4 条に規定する代理人であることの確認方法
- (4) 手数料の徴収方法

- 2 本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとることとする。

- 3 本人の求めに対する利用目的の通知及び開示についてその実施に関し、実費

を勘案して合理的であると認められる範囲において定められた手数料を徴収することができる。なお手数料を定める場合は第 22 条第 1 項第 3 号により本人の知り得る状態に置くこととする。

4 次に掲げる代理人による開示の求めに応じることとする。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- (2) 開示等の求めをすることにつき本人が委託した代理人

第 7 章 苦情処理、紛失等事故発生時の対応、教育

(苦情処理)

第 28 条 個人情報苦情対応責任者は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うとともに、苦情全般の管理に努めることとする。

(個人データの紛失等発生時の対応)

第 29 条 個人データが紛失又は漏洩した場合には、速やかに個人情報保護管理者に報告するとともに、適切な措置を取ることとする。

(個人情報保護教育責任者の指名)

第 30 条 個人情報保護管理者は、個人情報保護教育責任者を指名し教育を行わせるものとする。

(個人情報保護教育責任者の責務)

第 31 条 個人情報保護教育責任者は、毎年、個人情報保護教育計画を策定するとともに、教育実施記録を管理し、保管することとする。

附則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。